

(別紙1)

かみいち総合病院臨床検査業務委託仕様書

上市町（かみいち総合病院）（以下「発注者」という。）の臨床検査業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1 目的

病理検査及び生理検査を除く検査全般（院内検査及び院外検査）について、正確で迅速、かつ効率的な検査体制を構築し、良質な医療を提供することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

かみいち総合病院臨床検査業務委託

(2) 委託業務の範囲

病理検査及び生理検査を除く検査全般

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所（病院住所：富山県中新川郡上市町法音寺51番地）

ア 院内検査 発注者の検査室（臨床検査科）内

※発注者の検査室（臨床検査科）内に、受注者が検査機器等を設置し、検査試薬及び消耗品を用意し、受注者がこれを使用することにより検査を行う。

イ 院外検査 受注者の施設等

※院内検査以外の検査項目について、受注者の施設等において検査を行う。
ただし、受注者ができない検査については、再委託できることとするが、事前に書面をもって、発注者の承認を得るものとする。

(5) 当院概要（令和4年度）

ア 診療科

内科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、神経精神科、乳腺外科、消化器外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、血管外科、リハビリテーション科及び病理診断科 計18診療科

イ アのほか、診療部に設置するもの（診療科を除く。）

内視鏡室、手術室、救急センター、健診センター、透析センター、家庭医療センター、糖尿病センター及び乳がん先端治療・乳房再建サテライトセンター

ウ 許可病床数 199床

- エ 外来診療日数 243日
- オ 外来受診延べ人数 103,458人
- カ 入院延べ人数 49,480人
- キ その他

その他当院状況は、当院ホームページを参照すること。

<https://www.kamiichi-hosp.jp/>

(6) 検査の実績件数及び項目（令和4年度）

別添資料1のとおり

※院内検査中、インフルエンザ抗原とコロナウイルス抗原は、検体1本で実施できることが望ましい。

(7) 勤務体系（院内検査）

ア 勤務を要する日（以下「診療日」という。）

日曜日、土曜日、国民の祝日を定める法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始（12月28日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日）以外の日

イ 勤務時間

(ア) 診療日 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、毎日1人は、早出シフト（午前7時30分から午後4時15分）で勤務

(イ) 診療日以外の日 全日オンコールで対応（30分以内に病院到着）

(ウ) 診療日の時間外は、オンコールで対応（30分以内に病院到着）

ウ 職員配置

(ア) 診療日 5人以上

(イ) 診療日以外の日 1人以上

(ウ) 受託者の検査技師は、病院のブランチラボにおける勤続年数3年以上の技師とする。また、受託責任者においては、自社における勤続年数10年以上の技師とする。

(8) 業務の発注方法

電子カルテシステムでのオーダー又は依頼書により発注する。なお、電子カルテシステムのメーカー及びシステム名は、富士通株式会社製「HOPE/EGMAIN-GX」である（令和5年6月下旬に更新した。）。

(9) 院外検査の集配及び報告

ア 集配 午前・午後ともに1回以上行うこと（現在は、正午及び午後5時）。

イ 報告 検体が研究所等に到着後、速やかに検査結果を提出すること。

(10) 費用負担

ア 発注者の費用負担

土地及び建物の維持又は保守に要する費用

- (ア) 建物固有物又は移動困難な備品（検査機器を除く。）
- (イ) 院内検査に要する光熱水費
- (ウ) 採血器、採血針及び尿カップの購入に要する費用
- (エ) 検査により生じた廃棄物及び有害物質の処理に要する費用
- (オ) 採血管、各種採取容器及び受注者が指定する特殊な検査容器の費用
- (カ) 検査室内の清掃に要する費用
- (キ) 空調設備、電気設備、給排水設備その他建物に付随した設備の維持又は保守に要する費用

イ 受注者の費用負担

- (ア) 臨床検査技師又は派遣検査技師及び検体集配に要する費用
- (イ) 機器及び設備の維持又は保守に要する費用（2の(2)に掲げるものを除く。）
- (ウ) 試薬、補助材料その他の消耗品の費用（現在使用している試薬は、別添資料2のとおり）
- (エ) 院内検査及び院外検査の実施に必要な帳票類（検査依頼書、報告書等）の費用

(11) 検査基準値

当院が指定する基準値（別添資料3）を使用することが望ましい。

(12) 精度管理方法

日々の精度管理の実施のほか、日本臨床検査技師会や富山県精度管理協議会の評価を受けるなど、各種外部精度管理への参加をお願いする。また、試薬メーカーが実施する精度管理への実施も想定している。

(13) 検査機器等

検査機器等については、現受託者自身が準備し、検査室内に設置していることから、受託に当たっては、現在と同様に受託者が検査に必要な機器を調達し、設置するものとする。現在の機器一覧は、別添資料4のとおりである。

また、参考として、検査項目別測定機器一覧は、別添資料5のとおりである。

なお、今回の提案により受託者が変更となった場合において、現受託者が所有する機器の買取りを希望した場合は、できる限りこれに応じること。

機器等の入替が発生する場合は、原則として、令和6年3月29日診療業務終了後から実施し、同年4月1日診療業務開始までに設置し、必要なテスト等を完了させること。

入替時も救急等患者の検査依頼に対応可能な状態とすること。

(14) 検査報告時間

項目ごとの報告時間は、別添資料6のとおりである。

(15) その他

- ア 検査検体の保存及び管理期間は、1 月以上とする。
- イ 診療業務の負担を避けるため、採取容器等については、現在使用しているものを使用することが望ましい。
- ウ 現在使用している検査試薬を変更することとなる場合は、それらの相関を明らかにし、精度を担保した上で採用すること。
- エ 電子カルテシステム上での連携を図るために必要な臨床検査システムの最低仕様は、次のとおりとする。
 - (ア) 現在使用しているシステムの構成図は、**別添資料 7**のとおりである。
 - (イ) ハードウェアは、障害発生時におけるデータバックアップについて十分に対応するものとし、遠隔操作による保全体制を備えていることが望ましいこと。
 - (ウ) ソフトウェアは、次の機能を有していること。
 - a 患者属性、検査依頼、進捗管理、結果報告、精度管理、手法、検査、統計処理、バーコード処理その他の機能に対応していること。
 - b 時系列での報告書を作成することができること。
 - c 外注検査の依頼手続及び外注検査終了後のデータ取込を行うことができること。
 - d 検査データを移行するためのデータ出力機能を有していること。
 - e 各種分析装置とのオンラインが可能であること。
 - f 様々な製造者の電子カルテシステム、オーダーリングシステム、採血管準備システムに接続することができるものであること。
 - g 臨床検査システムのマスタ情報を開示すること。
- オ 発注者及び受注者の職員は、夜間、休日その他診療時間外において、双方の設置した機器及び設備を使用することができるものとする。
- カ 非常時（院内機器の故障、急な欠員等が生じた場合、大規模災害発生時等）のバックアップ体制を有していること。
- キ 令和 6 年 4 月 1 日から業務を開始できること、及びこのための準備・引継・調整を行うことができること。また、そのために常時打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- ク 参考として、検査室平面図、電源配置図、弱電系統図及び給排水系統図を添付する。